

## 旧吉田茂邸再建検討委員会設置要綱（案）

## （目的及び設置）

第1条 この要綱は、旧吉田茂邸について、町民との協働により再建に向けた方策を検討するため、旧吉田茂邸再建検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

## （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）旧吉田茂邸の再建に向けた方策の調査・研究に関すること。
- （2）その他旧吉田茂邸の再建に必要な事項に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）大磯町区長連絡協議会
- （2）大磯町商工会
- （3）大磯町観光協会
- （4）その他町長が必要と認める者

## （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （任期）

第5条 委員の任期は、委嘱した日から平成23年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

## （意見の聴取等）

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （庶務）

第8条 委員会の庶務は、政策課において処理する。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、公表の日から施行し、平成21年5月 日から適用する。

旧吉田茂邸再建検討委員会委員名簿（案）

平成21年5月 日現在

区 分	役 職 等
(1) 大磯町区長連絡協議会	会 長
	副 会 長
(2) 大磯町商工会	会 長
(3) 大磯町観光協会	会 長
(4) その他町長が必要と認める者	大磯町区長連絡協議会前会長
	西小磯西区長
	中丸区長
	大磯町遺産保存会副会長
	教育委員会委員長
	町内学識経験者
	町内学識経験者
	大磯がっくボランティア協会会長

事務局 大磯町 政策課、環境経済課観光推進室、都市計画課・生涯学習課郷土資料館